

令和3年3月24日

会社更生手続開始の申立て等に関するお知らせ

開始前会社 株式会社 F-Power
代表者代表取締役 沖 隆



当社は、本日開催した取締役会において、会社更生手続開始の申立てを行うことを決議し、東京地方裁判所にその申立てを行いました。同申立ては、本日受理され、直ちに、同裁判所より保全管理命令及び強制執行等に係る包括的禁止命令が発令され、保全管理人として富永浩明弁護士が選任されましたので、お知らせいたします。

当社は、これまで全国規模の独立系小売電気事業者として業容を拡大して参りましたが、販売市場における環境の悪化や電力調達コストの負担の拡大を背景に、今冬の市場高騰を契機として会社更生の申立てに至りました。

本件申立てによって、お客様、債権者の皆様、株主様をはじめ、これまでご支援とご協力を頂きましたお取引先関係者の皆様に多大なるご心配とご迷惑をお掛けする事態となりましたことを心よりお詫び申し上げます。

会社更生手続は、破産手続のように会社を清算するものではなく、再建の見込みのある株式会社について裁判所及び保全管理人の管理監督のもとで、会社の事業をこれまでのとおり継続して参りながら、再建を図るための法的手続であり、当社の営業継続及びお客様に対する今後の電力供給にはまったく支障はございません。

また、現在、当社の事業に対しては複数のスポンサー候補者様が支援について検討されており、今後保全管理人のもとでスポンサー選定手続が実施されることとなります。

当社と致しましては、東京地方裁判所及び保全管理人の下、必ずや再建を図るべく役員一丸となって取り組んで参りますので、何卒ご理解ご支援賜りますようお願い申し上げます。

以上

本件に関するお問い合わせ先 電話 03-5544-8671

受付時間：午前9時～午後5時30分

令和3年3月24日

関係者 各位

開始前会社 株式会社F-Power
保全管理人弁護士 富永浩明



保全管理人就任のご挨拶

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、株式会社F-Power（以下「当社」といいます）は、令和3年3月24日、東京地方裁判所に対して会社更生手続開始申立てを行い、これを受けて、同日、東京地方裁判所より保全管理命令が発令されるとともに、当職が当社の保全管理人（会社更生法30条）に選任されました（東京地方裁判所令和3年（ミ）第2号）。これにより、今後は当職が当社の旧経営陣に代わり、当社の経営及び財産の管理処分を行うこととなります。

ご高承のとおり、会社更生手続は、破産手続のように会社を清算するものではなく、再建の見込みのある株式会社について裁判所の管理監督のもとで、会社の事業をこれまでのとおり継続して参りながら、再建を図るための法的手続です。

現在、当社の事業に対しては、複数のスポンサー候補様が支援について検討されており、当職としても、当社事業の迅速かつ確実な再建のため、早急にスポンサー選定手続を行い、選定されたスポンサーの下での再建の途を図って参る所存です。

債権者の皆様をはじめ、関係者様各位には大変なご迷惑とご心配をおかけし誠に申し訳ございませんが、当社の事業の継続及び再建、並びに顧客に対する供給責任を果たすためには、皆様とのお取引の継続をはじめとする御協力が必要不可欠でございます。

今後、裁判所の監督のもと、会社更生手続に従って、当社更生のために従業員が一丸となって最大限の努力を行っていく所存ですので、何卒事情ご賢察の上倍旧のご協力、ご支援を賜りますよう宜しくお願い申し上げます。

なお、本件に関するお問い合わせに関しましては、下記が窓口となりますので、こちらにご連絡下さいますようお願い申し上げます。

引き続きご支援とお取引を頂きますよう、よろしくお願い申し上げます。

敬具

【お問い合わせ先】

東京都港区芝浦三丁目1番21号

開始前会社 株式会社F-Power

（コールセンター） TEL：03-5544-8671

受付時間：午前9時～午後5時30分

FAX：03-5544-8404

【HP掲載 Q&A】

Q 1. 会社更生を申し立てたとのことだが、会社更生とは何か？破産とは違うのか？

A 1. 破産手続のように会社を清算するものではなく、再建の見込みのある株式会社について裁判所及び保全管理人の管理監督のもとで、会社の事業をこれまでのとおり継続して参りながら、再建を図るための手続が会社更生手続です。

会社更生法は、日本航空（JAL）のような上場会社や大規模な会社に適用されるものであって、特別の再建手続ですので、会社が潰れてなくなるということではありません。

Q 2. 会社更生を申し立てたことにより、電力供給に問題は生じないのか？

A 2. 会社更生手続は再建型の手続であり、当社は、これまで同様に営業を継続して参りますので、お客様向けの電力供給についてまったく支障はありません。

Q 3. 電力供給についても支障がないとのことだが、契約内容が変わったりしないのか？

A 3. 会社更生の申立によって電力供給契約の内容が変更になることはございません。

Q 4. 今後、会社はどうなるのか？ スポンサー等はあるのか？

A 4. 保全管理人のもとで会社再建の手続を進めます。当社の事業については、現在複数のスポンサー候補様が支援について検討されており、現在、スポンサー選定手続を進めているという状況です。

Q 5. 会社は何故、会社更生の申立をしたのか。

A 5. 販売市場における環境の悪化や電力調達コストの負担の拡大を背景に、今冬の市場高騰を契機として会社更生の申立に至りました。

Q 6. 既に、(新規契約・解約・住所変更など)の申し込みを行っている。会社更生法の申立によって何か手続が必要か？

A 6. 特に必要はありません。